

医療法人フジタ

小規模多機能型居宅介護施設「ふくじゅそう」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(あま市 指定 第 2397600053 号)

当事業所は利用者に対して指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として介護が必要と認定された方が対象となります。

< 目

次 >

【290325】

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 事業所従業者の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	6
7. 運営推進会議の設置	7
8. 協力医療機関、バックアップ施設	7
9. 非常火災時の対応	7
10. サービス利用にあたっての留意事項	8
11. 身体拘束の廃止	8
12. 個人情報の管理	8
13. 虐待に関する事項	8

1. 事業者

- (1) 事業者名 医療法人フジタ
(2) 事業者所在地 愛知県名古屋市緑区鳴海町字尾崎山43-640
(3) 電話番号 052-623-4005
(4) 代表者氏名 理事長 鈴木 哲朗
(5) 設立年月日 平成 13 年 3 月 2 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所
平成29年3月25日 あま市指定 第2397600053号
(2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせたサービスを提供します。
(3) 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護施設「ふくじゅそう」
(4) 事業所の所在地 愛知県あま市七宝町伊福河原136番地
(5) 電話番号 052-462-1771
(6) 事業所長(管理者) 氏名 松永 紀美
(7) 当事業所の運営方針
利用者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、家庭的な環境と地域住民との交流を図りながら必要な日常生活上の援助を行います。
利用者の孤立感の解消および身体機能の維持に努め、利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ります。
(8) 開設年月 平成29年 3月 25日
(9) 登録定員 29人
(10) (通いサービス定員18人、宿泊サービス定員 9人)
(10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。
泊りサービスの際利用される居室は個室です。

設備の種類	宿泊室数
個室	9 室
居間 食堂 台所 浴室	
防火設備 自動火災報知器 避難誘導灯 消火器 ガス漏れ探知機	
スプリンクラー	

※ 上記は、厚生労働省令等関係法令が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

あま市 全域

※ 上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2) 通常の営業時間

営業日	年中無休	
通いサービス	月曜日～日曜日	7時～20時
訪問サービス	24時間	
宿泊サービス	月曜日～日曜日	20時～ 7時

※ 受付・相談については、9時～17時

4. 事業所従業者の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業所従業者として、以下の職種を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	人数	職務の内容
1. 管理者	1名	事業所従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
2. 介護支援専門員	1名以上	相談、計画の作成、
3. 介護従業者	8名以上	日常生活の介護
4. 看護師	1名以上	健康チェック等の医務業務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(介護保険の給付対象となるサービス)

(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

(介護保険の給付対象とならないサービス)

介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金が介護保険から給付され、利用者の自己負担は、負担割合証に記載された割合に乘じた額とします。

具体的なサービスの内容は、ご利用者と協議の上、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

「サービスの概要」

“通いサービス”

事業所のサービス拠点において、昼食や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

(A) 食事

食事の提供および食事の介助をします。

調理場で利用者が調理することができます。

食事サービスの利用は任意です。

(B) 入浴

入浴または清拭を行います。

衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

入浴サービスの利用は任意です。

(C) 排せつ

利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

(D) 機能訓練

利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

(E) 健康チェック

血圧測定など利用者の全身状態の把握を行います。

(F) 送迎サービス

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

“訪問サービス”

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。

訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

(A) 医療行為

(B) 利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

(C) 飲酒および利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

(D) 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

(E) その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

“泊りサービス”

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

「サービス利用料金」

(1) 介護保険適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割又は2割又は3割が利用者の負担額となります。利用者の負担額については別紙「利用料金表」に記載しております。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

(A) 食事の提供（食事代）

利用者に提供する食事に要する費用です。

料金

朝食 310円 昼食 620円 おやつ代 100円 夕食 520円

★食事代のキャンセルについて

当日の利用のキャンセルは、食事代のみ半額分をいただきます。

(B) 宿泊に要する費用

利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

料金

一泊 2,750円

(C) 通常の事業の実施地域以外の利用者に対する送迎費および交通費

料金 通常の実施地域を越えた地点から

5km未満	無料
-------	----

5km～10km未満	500円
------------	------

10km以上	1,000円
--------	--------

(D) おむつ代・レクリエーション材料等

実費

●経渃状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な料金に変更することがあります。

「利用料金のお支払い方法」

前記 (1) (2) の料金・費用は一ヶ月ごとに計算された請求書金額を次のいずれかにより、お支払ください。

支払い方法

(a) 事業所での現金支払（翌月25日までに）

(b) 銀行振込（翌月25日までに）

「銀行振込の場合」

銀行 名古屋銀行 鴻仏目支店（銀行番号 0543 支店番号 156）

口座 普通預金 3346492

名義 医療法人フジタ 理事長 鈴木 哲朗

(c) 銀行口座自動引落（事前に口座振替依頼書を記入、提出）

所定の用紙に記入いただきますと、毎月20日（金融機関が休日の場合、翌営業日）に口座引落となります。

利用の中止、変更、追加

(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスは、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

利用予定日の前に、利用者の都合により、(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合には原則としてサービス利用の実施日の前日までに申し出てください。

介護保険の対象となるサービスの利用料金は一ヶ月の包括費用（定額）で、利用の中止変更、追加での利用料の変更はありません。

ただし、介護保険対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をなされた場合、当日利用予定サービスの自己負担相当額をいただく場合があります。

サービスの利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。

(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画について

(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動の参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議の上で(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。

計画の内容及び評価結果などは書面に記載して利用者に説明の上交付します。

6. 苦情の受付について(契約書第18条参照)

(1)当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

受付窓口（担当者）

管理者 松永 紀美

受付時間 毎週 月曜～金曜日（9：00～17：00）

また、ご意見箱を玄関に設置しています。

TEL 052-462-1771

FAX 052-443-1177

(2)行政機関その他苦情受付機関

・あま市 高齢福祉課

受付時間 月曜～金曜日（9：00～16：00）

電話受付時間（8：30～17：15）

祝日、年末年始を除く

〒497-8602

愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地

TEL 052-444-3141

FAX 052-443-3555

・愛知県 国民健康保険団体連合会 介護福祉室 苦情調査係
受付時間 毎週 月曜～金曜日（9：00～17：00
ただし12：00～13：00を除く）
〒461-8532 愛知県名古屋市東区泉1丁目6番5号
TEL 052-971-4165
FAX 052-962-8870

7. 運営推進会議の設置

小規模多機能型居宅介護のサービスの提供状況については、定期的に報告するとともに、その内容などについての評価、要望、助言を受けるため、また1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として施設自ら実施するサービスについての評価・点検（自己評価）の結果について、第三者の観点からサービスの評価を行うため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

＜運営推進会議＞

構成 利用者 利用者の家族 地域住民の代表 あま市職員 地域包括支援センター職員 事業所従業者 小規模多機能型居宅介護について知見を有する者など
開催 概ね2ヶ月ごとに開催予定
記録 運営推進会議の内容、評価、要望、助言等の記録を作成保存します。

8. 協力医療機関など

各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状等の急変に備えて以下の医療機関等を協力医療機関として連携体制を整備しています。

＜協力医療機関・施設＞

後藤医院

診療科目 内科・小児科
住所 愛知県あま市七宝町伊福河原140
TEL 052-444-2133

ゴトウ歯科クリニック

住所 愛知県あま市七宝町伊福参ノ割20-2
TEL 052-442-5522

医療法人フジタ 介護老人保健施設フジオカ

住所 愛知県豊田市御作町振ヶ洞1157-1
TEL 0565-767-7801

医療法人フジタ 介護老人保健施設フジタ

住所 愛知県名古屋市緑区鳴海町字尾崎山43-640
TEL 052-623-3914

9. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応します。

また、ご利用者も参加した避難訓練を年2回行います。

＜消防用設備＞

自動火災報知機 避難誘導灯 消火器 ガス漏れ探知機 スプリンクラー

＜地震、風水害発生時の対応＞

事業所が作成する防災計画より対応します。

10. サービスの利用にあたっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証および負担割合証を提示してください。

事業所内の設備や器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

他の利用者の迷惑になる行為等はご遠慮ください。

所持金品は、自己の責任で管理してください。

事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

11. 身体拘束の廃止

事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、利用者または家族に同意を得ます。またその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由をカルテに記載します。

12. 個人情報の管理(秘密保持)について

業務上知り得た利用者やご家族の個人情報は、利用者・ご家族の同意なく、また正当な理由なく、第三者に漏らすことは致しません。他のサービス提供事業所への情報提供など正当な理由がある場合でも、あらかじめ利用者やご家族より書面による同意をいただきます。

13. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための事業所従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの相談体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これをあま市に通報します。

グループホーム「ポプラ」

小規模多機能型居宅介護施設「ふくじゅそう」

重度化した場合における対応に係る指針

1. 重度化に関する考え方

ご利用者の意思やご家族の意向を尊重し、精神的支援を十分に配慮しながら、「寄り添う心」をもってケアする。可能な限り変わらぬ環境で生活が継続できるよう、日常的に健康管理に留意します。

ご利用者及びご家族と話し合いを行い、医療機関等との連携及びチームケアを推進し、ご利用者の生活の質の維持に努めます。

2. 重度化対応の体制

重度化に伴う必要な医療・ケアに対応するため、協力医療機関とともに連携体制を確保します。

①協力医療機関：後藤医院

②看護職員：グループホーム「ポプラ」・小規模多機能型居宅介護施設「ふくじゅそう」に常勤として配置し、日常的な健康管理や医療機関等との連絡・調整を行います。

③多職種によるチームケア

- ・重度化しても「その人らしい」生活を送ることができるよう、ご利用者及びご家族とともに、変化に応じたケアプランを作成します。
- ・ケアプランに基づき、ご利用者の状態に応じたケアを行います。

3. 看取り介護に関する考え方

ご利用者が終末期を迎えた場合、安らかな最期を迎えることができるよう、ご家族と共に

相談の上、看取りの方法を一緒に考えていきます。

①医学的な処置をしても治癒の見込みがない場合、ご本人及びご家族等の希望があれば、グループホーム「ポプラ」・小規模多機能型居宅介護施設「ふくじゅそう」で最期を迎えるよう援助します。

②ご家族は重要なケア方針者であると同時にケア参加者と考え、可能な限り家族参加を促します。

③病気により耐えられない苦痛を伴う場合や、ご家族がご利用者の症状を見て病院への搬送を希望される場合は、その希望に応じます。

4. 重度化対応（看取り介護）の支援内容

①苦痛症状のコントロール

- ・さする、マッサージをする
- ・安楽な体位を工夫する

- ・環境（光・音楽・匂い・飾り）を整える

②コミュニケーション

- ・積極的な傾聴を心がけ、心理的苦痛を受け止める
- ・寄り添うことで、寂しさや不安の軽減に努める
- ・スキンシップを図る

③身体の清潔、褥瘡予防

- ・可能な限り入浴をする（清拭など）
- ・口腔ケアを実施する
- ・整容・美容の維持に努める

④水分、栄養の摂取方法

- ・食事は、ご利用者が好むものを優先して、できる限り口から摂取してもらう
- ・経口摂取が不可能になった場合は、点滴を実施するが、点滴ルートの確保が困難な場合は中止を検討する

⑤家族へのケア

- ・状態の説明をこまめにする
- ・家族の身体的、精神的負担の軽減に努める
- ・看取り介護の同意書作成（別紙）

5. 職員研修

ご利用者の重度化に対応するために、介護技術、専門知識を習得することを目的とした施設内及び外部研修への参加を促します。

6. 入院中における食費・居住費の取り扱い

- ① 家賃：入所期間中と同額をご利用者にご負担いただきます
- ② 食費：入院初日及び退院日は、入所期間中と同額をご利用者にご負担いただきます

7. その他

退所後サービス利用の無い月に利用料金の請求が発生する可能性があります。